

2023年10月28日

全国 Town & Gown 構想推進協議会規約に関する申合せ

全国 Town & Gown 構想推進協議会

全国 Town & Gown 構想推進協議会規約に関して、当面は以下のとおり実施する。

1. 第3条 (事業)

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) Town & Gown 構想概念及び段階的発展モデルの構築に関する事業
- (2) 地域課題解決に資する人材育成・技術力向上に関する事業
- (3) Town & Gown 認定・認証評価事業
- (4) Town & Gown 構想に関する情報交換、調査研究及び広報活動に関する事業
- (5) その他、協議会の目的達成等に必要な事

- ・会員は、事業実施に協力する。具体的には、総会への出席、フォーラム等での事例発表、協議会での今後の取組の検討など。
- ・事業は、主に事務局である広島大学が運営する。
- ・総会とフォーラムを年1回開催する。開催地は広島大学とし、広島大学 Town & Gown Office を中心に運営を行う。

2. 第11条 (経費)

(経費)

第11条 協議会の事業を遂行するために必要な経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会費については、別に定める。

① 協議会の事業を遂行するために必要な経費

- ・協議会の事業は、当面の間、原則として、広島大学経営改革促進事業の一部として実施する。
- ・会員以外にも開放するフォーラム等個別イベントの開催にあたっては、その都度参加者から徴収する。
- ・協議会への参加費用や、各機関による取組みに係る経費については、当事者が負担する。

② 会費の徴収

- ・会費は、2023年度及び2024年度は徴収しない。それ以降については、別途協議する。